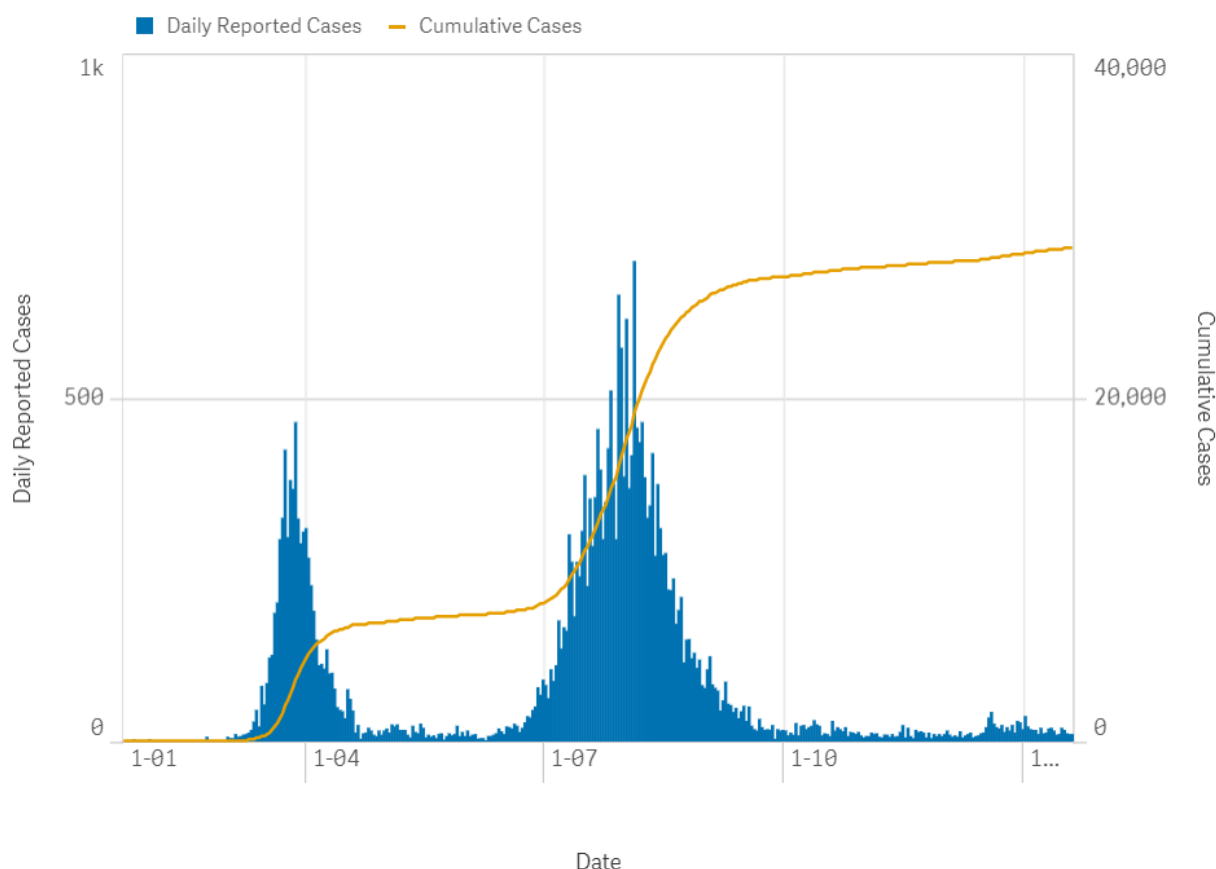


2021 年 1 月

1. 新型コロナウイルス最新情報

昨年 12 月 16 日以降に発生したニューサウスウェールズ州シドニーの北部海岸地域におけるクラスター（集団感染）は収束が見られ、オーストラリアでの日々の感染者数は直近（1 月 20 日現在）で **11 人** となっています。内訳は、ニューサウスウェールズ州 3 人、ビクトリア州 3 人、その他の州 5 人となっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 20/1/2021



現在、オーストラリアへの渡航にあたっては以下の手続が必要となります。

- ・ オーストラリア渡航申告書（Australia Travel Declaration）への事前登録：豪州入国希望者全てが対象、出発の 72 時間前までにオンラインで申請が必要
（注：豪州人及び永住者等以外がオーストラリアに入国する場合は、上記渡航申告だけでなく特別入国許可の取得が必要となります）

- ・ 渡航前 PCR 検査（陰性証明）：出発前 72 時間以内の証明書（英文）が必要、1 月 22 日以降（出発地時間）の出発便より適用

また、ビクトリア州への入州にあたっては、どの州から入州する場合でも入州許可の申請（オンライン）が必要となります。

※ 上記は 1 月 20 日現在の情報に基づいて記載しておりますが、規制の内容は日々変更される可能性がありますので、最新情報はオーストラリア政府等のウェブサイト等にてご確認ください

2. FIRB 外国投資規制 新型コロナウイルスによる一時的な強化措置の終了

2020 年 3 月 29 日より一時的に適用されていた外国投資規制の強化措置が **2021 年 1 月 1 日**で終了しました。これにより、同日から **FIRB の審査は再び一定の閾値を超える投資案件が対象となります。**

- ・ 従来、オーストラリアに対する外国からの投資については、一定の閾値を超えるものが外国投資審査委員会（Foreign Investment Review Board: FIRB）の審査対象となっていました。
- ・ 2020 年 3 月 29 日午後 10 時 30 分以降の外国投資案件については、新型コロナウイルスによる影響を踏まえ暫定的に全ての閾値をゼロとする一時的な強化措置が適用されていました（\$0 monetary screening threshold）。
- ・ この一時的な強化措置が 2021 年 1 月 1 日に終了し、同日より一定の閾値を超えるものが FIRB の審査対象となる従来の取扱いに戻っています。
- ・ なお、2021 年 1 月 1 日より国家安全保障審査（National Security Test）が導入され、インフラ・通信・防衛など国家の安全保障に係わる規制業種に対する外国投資についてはその投資額に関わらず FIRB の審査対象となっています。

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。